平成２３年（フ）第４１７号
北九州市戸畑区境川２丁目16番13―402号
破産者　安田　　実
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０８８号
札幌市白石区菊水元町１条２丁目１番６―102号
破産者　岩木　雅徳
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８９号
札幌市白石区菊水元町１条２丁目１番６―102号
破産者　岩木　玲子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０９号
仙台市泉区桂２丁目７番地の５
破産者　三原　敏成
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
名古屋市東区白壁１丁目１番地、住民票上の住所名古屋市天白区八事山508番地
破産者　柴田　圭三
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５２号
兵庫県姫路市夢前町前之庄30番地187
破産者　黒川　忠夫
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８７号
奈良市北永井町362番地の17
破産者　北川　敬一
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０５号
広島市西区田方１丁目20番16号
破産者　白石　雄二
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９１号
広島市安佐南区川内１丁目５番20―203号、開始決定時の住所広島市安佐南区安東４丁目18番14号
破産者　島田　　誠
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８号
群馬県高崎市矢中町468番地７
破産者　木村　茂夫
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３１号
相模原市中央区上溝127番地　スワテラス小山107
破産者　草薙　勝美
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９号
新潟県胎内市築地2050番地
破産者　西村　重夫
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９４５号
静岡市駿河区有東３丁目８番24―103号、前住所静岡市駿河区西脇76番地の３
破産者　南條　要一
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
静岡県富士市中里1124番地の２
破産者　山田　光則
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２０３号
愛知県豊橋市浜道町字北側14番地１
破産者　岸野　康宏
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第４５２号
奈良県橿原市小綱町367番地の２、申立時の住所奈良市芝辻町４丁目１番地の15　メゾン佐保Ａ―212号
破産者　福徳　裕康
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４２号
奈良市あやめ池南８丁目８番21号
破産者　山﨑　博史
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所